

通常賃金に関する

2013年12月18日付の大法院(最高裁)全員合議体判決の解説

2013年12月18日に、通常賃金に対する大法院の全員合議体判決が言い渡されました。今回の判決は、全員合議体の判決として、通常賃金を巡るこれまでの論争を終息させ、通常賃金に関する大法院の判断基準を明確に説示したものとして重要な意味を持つ判決であります。

1. 大法院判決の主な内容

- 月支給されない定期賞与も通常賃金に該当します。

今回の大法院判決は、勤労者に支給される金品が毎月支給されないものであっても、一定期間を単位として定期的に支給されるのであれば、通常賃金に該当するという過去の判例の立場を引続き維持しています。従って、1ヶ月を超える期間で定期的に支給される定期賞与もやはり通常賃金に該当すると判示しました。

- 支給日の当時に在職している勤労者に対してのみ支給される各種手当は、通常賃金に該当しません。

前の金垂リムジンの判決において、定期賞与は、中途退職者に対して日割りして賞与が支給された場合は通常賃金として認められると説示し、支給日の当時に在職している勤労者にのみ支給される各種金品は、通常賃金に該当しないこともあるとの趣旨で判断しました。

今回の大法院判決においても同様に、支給日の当時に在職している勤労者に対してのみ支給される各種手当などは、「所定勤労」に対する代価という性質を持つものであるとはみがたく、延長・夜間・休日勤労を提供した時点に在職中だという支給条件が成立するかどうかは不明確であり、固定性も欠如したものであるため、通常賃金に該当しないと判示しました。但し、勤労者が退職しても、勤務日数に比例して支給される場合には通常賃金に該当します。

- 定期賞与を通常賃金から除外すると合意した約定は無効となります。

今回の大法院判決は、「性質上、勤労基準法所定の通常賃金に算入される手当を通常賃金から除外することにした労使間の合意は、同法第20条第1項所定の法律が定めた基準に至らない勤労条件を定めた契約として無効であるとみななければならない」という過去の判例法理を尊重し、性質上、勤労基準法所定の通常賃金に算入される定期賞与を通常賃金から除外することに合意する約定は無効であると判示しました。

- 通常賃金に対する労使合意に反して追加賃金を請求することは、信義則(信義誠実の原則)に違反するものとして制限されることがあります。

しかし、今回の大法院判決は、労使が定期賞与が通常賃金に該当しないと信頼した状態で、これを通常賃金から除外することで合意し、それに基づいて賃金総額などの賃金水準を定めた場合、それ以後、勤労者がその合意の無効を主張して追加賃金を請求し、労使が合意した賃金水準を遥かに超える予想外の利益を追求することにより、使用者に予測し難い新たな財政的な負担を負わせて重大な経営上の困難をもたらしたり、企業の存立が危なくなるなどの事情が生じる場合は、こうした請求は「正義と公平の観点からみて信義誠実の原則に違反して許されない」と判示しました。

2. 大法院判決の意味

今回の大法院判決は、定期賞与は通常賃金に該当し、定期賞与を通常賃金から除外する労使の合意は無効であるという見解を明らかにし、勤労者が、定期賞与が通常賃金に該当すると主張しながら追加賃金を請求することが出来る余地を認めました。

しかし、定期賞与を通常賃金から除外することに合意し、それを前提に賃金水準を定め、このような追加賃金の請求により企業に重大な経営上の困難をもたらしたり、企業の存立が危なくなるなどの事情がある場合は、勤労者の追加賃金請求は信義誠実の原則に違反すると判示し、使用者側の利益についても適切に考慮しています。

こうした大法院判決は、これまでの判例法理を大きく変更しないながらも、定期賞与が通常賃金に該当するという大法院判決により生じる社会的な混乱を防ぐため苦心したものと見られます。しかし、今後の通常賃金訴訟において勤労者の追加賃金請求が信義則に違反するものかどうかを巡り、労使間において激しい攻防が繰り広げられるものと予想されます。

一方、大法院が、定期賞与は通常賃金に該当すると判示した以上、今後は定期賞与を通常賃金に含ませるべきであり、結果的には、企業の人件費負担が増加するものと予想されます。そのため、定期賞与を変動賞与に変更するなど、大々的な賃金構造の改変が必要であると思われる。

● Se-Ryul Hong(弁護士)	TEL. 02 316 4220	E-Mail. srhong@shinkim.com
● Byung-Han Lee(弁護士)	TEL. 02 316 4208	E-Mail. bhlee@shinkim.com
● Young-Seok K(弁護士)	TEL. 02 316 4021	E-Mail. ysgi@shinkim.com
● Seong-Ki Park(弁護士)	TEL. 02 316 4280	E-Mail. skipark@shinkim.com
● Yoon-Hee Kim(弁護士、日本語対応可)	TEL. 02 316 4025	E-Mail. yhekim@shinkim.com
● Jong-Soo Kim(弁護士)	TEL. 02 316 1678	E-Mail. jsokim@shinkim.com
● Jong-Yeol Choi(会計士、日本語対応可)	TEL. 02 316 4047	E-Mail. jyechoi@shinkim.com
